

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 3 号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 6 0 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 1 5 条の 2 （略） 2 1 時間を単位とする介護休暇は、<u>4 時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第 1 5 条の 3 （略） 2 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による<u>同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間</u>については、<u>1 日につき 2 時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を<u>減じた時間</u>を超えない範囲内の時間とする。	第 1 5 条の 2 （略） 2 1 時間を単位とする介護休暇は、<u>1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第 1 5 条の 3 （略） 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間</u>（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該 2 時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を<u>減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間と

する。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)